

令和3年9月市議会 総務委員会資料

第92号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算（第15号）

【目次】

1. 1. 2. 款 公債費	1. 項 公債費	1. 目 元金	1
----------------	----------	---------	---

企 画 財 政 部

令 和 3 年 9 月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
26~27	1 2 公債費	1 公債費	1 元金		公 債 費 元 金	千円 1 8, 2 4 3

1 概要

【単独】過疎対策事業費 野母町1号線に係る過疎対策事業債及び減収補てん債の令和2年度分の市債借入について、借入額に超過額が発生したため、繰上償還を行うもの。

2 繰上償還について

項目	区分1	区分2	合計
(1) 対象事業	【単独】過疎対策事業費 野母町1号線	減収補てん債	
(2) 資金種別	財 政 融 資 資 金		
(3) 借入年月日	令和3年3月25日	令和3年5月26日	
(4) 借入額	179,000,000円	1,418,731,000円	1,597,731,000円
(5) 繰上償還額 (借入超過額)	3,814,892円	14,428,000円	18,242,892円
(6) 理由	区分1：支障物件となる架空線の移転補償契約の締結を失念していたことにより、電柱及び架空線の移転が年度内に完了しなかったことにより、事業費が予定を下回ったため。〔別紙1〕 区分2：法人税割に係る減収補てん債について、基礎数値となる調定見込額に基づき借入手続きを行う際に、誤ったデータに基づき借入を行ってしまったため。〔別紙2〕		
(7) 償還方法	一 部 繰 上 償 還		
(8) 償還予定日	令 和 3 年 9 月 下 旬		
(9) 加算金 ※	58,243円	144,106円	202,349円

※ 2款1項24目諸費から支出予定

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 8, 2 4 3	—	—	—	—	1 8, 2 4 3

(令和3年6月議会説明資料)

野母町1号線の電柱等移設に係る事務処理経過について

昨年11月議会において、野母崎田の子地区再整備事業の進捗状況を十分把握できておらず、議会最終日に追加議案を提案することとなり深くお詫びを申し上げたところですが、今回、その後の進捗管理が十分でなかったため、野母町1号線の電柱等移設において、不適正な事務処理がございましたので、概要、問題点、今後の対応についてご報告します。

【概要】

令和元年度当初	過疎対策事業費 野母町1号線 180,000千円を予算措置
令和2年2月議会	130,315千円を繰越
令和2年6月	野母町1号線供用開始 ※電柱移転(九州電力送配電(株))及び架空線(西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ)の移設は、周辺工事と調整のうえ、後日移設
令和3年1月20日	九州電力配送電(株)と電柱電線路移設補償契約締結(履行期間:令和3年3月26日)
令和3年4月30日	前年度に締結すべき架空線(西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ)の移転補償契約が締結されていないことが判明したため、契約締結
令和3年5月21日	1月20日に締結した九州電力配送電(株)との電柱電線路移設補償契約を、相手方と協議の上R3.3.25に遡り合意解約(契約解除)
令和3年6月10日	九州電力配送電(株)と電柱電線路移設補償契約を締結
令和3年6月16日	財政課から、過疎債が超過借り入れになっていると連絡 ※3月末までに完了予定であった電柱の移設の補償費分と判明
令和3年6月17日 ~18日	経過確認の中で不適正な事務処理が判明し、市長、両副市長、総務課、財政課に報告
令和3年6月18日 ~23日	九州電力配送電(株)と今回の事案内容等の確認協議

【参考】 契約内容

契約者	契約日	契約金額	履行期間
九州電力送配電(株) 長崎配電事業所	令和3年1月20日	3,005,410円	R3.1.20~R3.3.26 ※R3.3.25 合意解約
西日本電信電話(株)	令和3年4月30日	407,600円	R3.4.30~R3.5.31 ※履行期間を3.6.25に 延期
(株)NTTドコモ	令和3年4月30日	58,293円	R3.4.30~R3.6.30
九州電力送配電(株) 長崎配電事業所	令和3年6月10日	3,007,056円	R3.6.10~R3.7.30

【問題点】

○電柱の移設と不適正な事務処理について

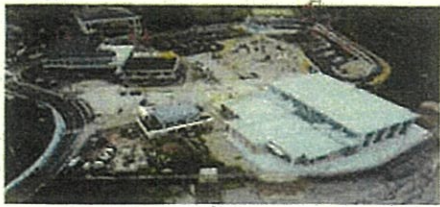
- ・電柱移転（九州電力送配電(株)）は、令和3年1月20日電柱電線路移設補償契約を締結していたが、R3.3.26までに履行できなかった。
- ・原因を確認したところ、電柱移転の支障となる架空線（西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ）の移設について、協議等は行っていたが、移転補償契約を締結していなかった。
- ・電柱移転（九州電力送配電(株)）は、新年度に入り、相手方と協議のうえ令和3年3月25日に遡り合意解約（契約解除）を行い、新たに6月10日で移転補償契約を締結した。

○過疎債の超過借入れについて

- ・野母町1号線に関連する電柱の移設は年度内に履行する見込みであったため、令和3年3月25日に、過疎債129,400千円を借入れた。
- ・電柱等の移転補償が年度内に履行できなかったため、3,900千円の借入超過が生じた。

【今後の対応】

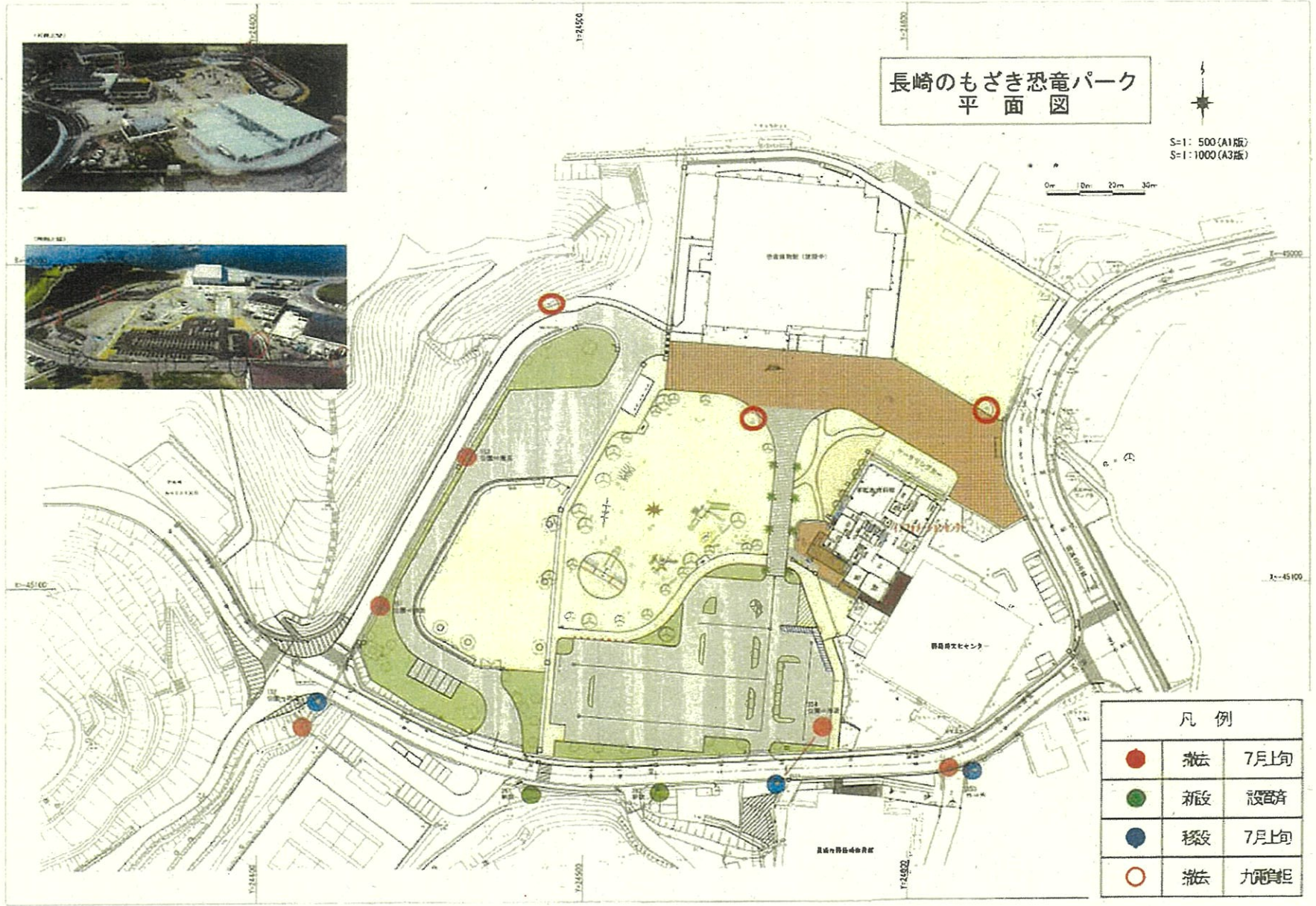
- ・過疎債の借入超過については、借入元の財政融資資金への返済日が9月27日と指定されているため、9月議会で補正予算を計上し、償還する必要がある。
- ※電柱移転等は、7月上旬で全て履行予定（10月29日オープンには影響はない。）




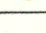


長崎のもぞき恐竜パーク 平面図


 S=1: 500 (A1版)
 S=1: 1000 (A3版)

0m 10m 20m 30m



凡例		
	撤去	7月上旬
	新設	設置済
	移設	7月上旬
	撤去	九龍館

減収補てん債について

1. 減収補てん債とは

実際の地方税の調定額が普通交付税の算定の際に見込んだ基準財政収入額を下回る場合に、その減収を補填するために発行することができる地方債を「減収補てん債」という。令和2年度においては、以下の税目が対象となっていた。

(従来分)

法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金

(コロナの影響による追加分) ※本市関連分のみ

地方消費税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税

2. 減収補てん債の借入

以下の計算により借入可能額を算出し、その範囲内で借入を行うことができる。

$$\begin{aligned} \text{基準財政収入額} \times 100 / 75 - \text{地方税の調定額} \\ = \text{減収額 (借入可能額)} \end{aligned}$$